主要記事の要旨

集団的自衛権の法的性質とその発達
―国際法上の議論―

松　葉　真　美

① 我が国政府は、集団的自衛権（right of collective self-defense）を「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利」としている。これまで政府は、日本が集団的自衛権を保有していることを認めつつ、その行使は日本国憲法第９条により禁じられていると解釈してきた。

② 集団的自衛権は、国際連合憲章第51条に規定された国家の国際法上の権利である。国連憲章は、集団安全保障体制の構築を規定する一方で、個別的又は集団的自衛権の規定を置いている。集団的自衛権は、国連憲章において初めて認められた権利であるが、国連憲章はその意味については特に規定しておらず、学者や各国の間に一定の共通理解が確立しているものの見解は分かれる。

③ 集団的自衛権の制定経緯を振り返ってみると、この権利が、大国の拒否権によって集団安全保障機能が麻痺し、地域的機構の自立性が失われることに対する中小国の危惧から生み出された権利であることがわかる。集団的自衛権が国連憲章に規定されて以来、これに基づいて数多くの二国間または多国間の集団防衛条約が締結され、集団防衛体制が構築されてきた。

④ 集団的自衛権は、しばしば集団安全保障と混同される。集団安全保障が１つの集団の内部の秩序維持に向けた制度であるのに対し、集団的自衛権は外部の敵による攻撃から自らを防衛する権利である。国連憲章下で、集団安全保障と集団的自衛権は、本質的に異なる概念ながら密接な関係を有している。

⑤ 集団的自衛権の法的性質については、⑴他国の権利を防衛するとする正当防衛論、⑵個別的自衛権の共同行使とする自己防衛論、⑶攻撃を受けた他国の安全と独立が自国にとって死活的に重要な場合に防衛行為をとることができるとする議論の３つに分けられる。現在の通説は⑶であるといえるが、攻撃を受けた国と集団的自衛権を行使する国の関係が具体的に明らかではなく、軍事介入を幅広く認める結果となる恐れがある。

⑥ その点、国際司法裁判所が、1986年のニカラグア事件判決において、集団的自衛権を行使するためには、攻撃を受けた国による攻撃事実の宣言及び他国に対する援助要請が必要であると判断したことは注目される。

⑦ 実際に集団的自衛権が行使された事例を見てみると、やはりその濫用が疑われてきたことは否めない。そこでは、外部からの武力攻撃の発生の有無と、被攻撃国による援助要請の正当性が常に論点となってきた。国際秩序の維持のためには、これらを正しく見極めた上での集団的自衛権の行使が必要であり、我が国も集団安全保障体制との整合性を意識して今後の議論を進めていくことが望まれる。

集団的自衛権の法的性質とその発達
―国際法上の議論―

外交防衛課　　松葉　真美

目　　次

はじめに
Ⅰ　国連憲章と自衛権
　1　武力行使の規制とその例外
　2　自衛権
Ⅱ　集団的自衛権の制定経緯
　1　ダンバートン・オークス提案
　2　ヤルタ会談と米州諸国の反発
　3　サン・フランシスコ会議
　4　相互援助条約の締結と集団的自衛権の時代の到来
Ⅲ　集団的自衛権と集団安全保障
　1　集団安全保障と個別的安全保障
　2　集団的自衛権と集団安全保障の相違
Ⅳ　集団的自衛権の法的性質
　1　正当防衛論
　2　自己防衛論
　3　他国にかかわる死活的な利益の防衛論
Ⅴ　国際司法裁判所の解釈―ニカラグア事件
Ⅵ　集団的自衛権の行使事例
おわりに

はじめに

平成20（2008）年６月24日、前年に安倍内閣総理大臣（当時）の下に設置された「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の最終報告書が福田内閣総理大臣（当時）に提出された。この懇談会は、時代状況に即した安全保障の法的基盤の構築を求めて議論してきたが、その議論の焦点の１つが集団的自衛権の問題であったことを記憶されている方も多いと思われる。報告書は、従来の憲法解釈を変更して集団的自衛権の行使を容認するよう政府に求めている。

ところで、集団的自衛権（right of collective self-defense）は、国際連合（以下、「国連」とする）憲章第51条に規定された国家の国際法上の権利である。政府は、国際法上の集団的自衛権の定義を、「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利」と解釈している[(1)]。そしてこれまで政府は、日本が国際法上集団的自衛権を保有していることを認めつつ、その行使は憲法第９条により禁じられていると解釈してきた[(2)]。この解釈をめぐっては賛否が分かれているが、はたして集団的自衛権とは一体どのような権利なのであろうか。集団的自衛権をめぐる国内の議論の中でしばしば指摘されるのは、日本の安全保障論議が国際法上の常識と乖離しているという点である[(3)]。しかし実は、国連憲章第51条は集団的自衛権の意義について特に規定しておらず、その法的性質については、国際法上も一定の共通理解が確立しているものの、諸説ある。

したがって本稿は、日本の憲法解釈をめぐる議論から一歩退いて、集団的自衛権をめぐる国際法上の議論をできるだけ簡潔にまとめることを目指すことにした。そこでまず、集団的自衛権の制定経緯をふまえ、混同されやすい集団的自衛権と集団安全保障（collective security）の概念の違いを整理する。その上で、集団的自衛権の法的性質に関する議論と国際司法裁判所（International Court of Justice：以下、ICJとする）の解釈をまとめ、最後に、これまでに集団的自衛権が行使された主な事例を概観する。なお、自衛権をめぐる論点は多岐に渡り、本稿はそれらをすべてカバーすることを趣旨とするものではないことを初めにお断りしておく。

Ⅰ　国連憲章と自衛権

１　武力行使の規制とその例外

集団的自衛権は、国連憲章第51条に規定されている。国連憲章は、国連の法的基礎となる設立文書条約であり、2008年11月現在192か国が批准している。こうした全世界的機構である国連の第一の目的として挙げられているのが、「国際の平和及び安全を維持すること」である（第１条第１項）。そして、この目的の達成に向けて加盟国がとるべき行動の原則の１つとして、国連憲章第２条第４項は、国家が武力を行使することを一般的に禁じた。しかし、そこには２つの例外規定が置かれている。

その１つ目が集団安全保障制度である。武力行使の一般的禁止にも関わらず平和が脅かされ又は破壊された場合には、加盟国は、「平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動」と題された第７章の規定の下、安全保障理事会（以下、「安保理」とする）の決定に従って、

(1)「衆議院議員稲葉誠一君提出「憲法、国際法と集団的自衛権」に関する質問に対する答弁書」（内閣衆質94第32号）昭和56（1981）年５月29日

(2) 同上答弁書.

(3) 例えば、村瀬信也「安全保障に関する国際法と日本法（上）」『ジュリスト』No.1349, 2008.2.1, p.92；中村耕一郎「日本の安全保障法制の検討」山口厚・中谷和弘編『安全保障と国際犯罪』（融ける境　超える法　２）東京大学出版会, 2005, pp.154-155.

集団的に強制措置をとることができる（第39条）。この強制措置には、第一に経済制裁などの非軍事的措置が想定されている（第41条）が、それでは不十分であると認められる場合には軍事的措置をとることもできる（第42条）。

国家による武力行使禁止原則のもう１つの例外が、第51条に規定された個別的又は集団的自衛権である。第51条は、以下のように自衛権を規定している。

> “この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当つて加盟国がとつた措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持又は回復のために必要と認める行動をいつでもとるこの憲章に基く権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。”

この憲章の文言から、加盟国には、武力攻撃が発生した場合、安保理が必要な措置をとるまで、「個別的又は集団的自衛」の固有の権利を行使することが認められていることがわかる。集団安全保障制度における武力行使が、あくまでも安保理の決定に従って行われるのに対し、ここでは、加盟国が個々の判断に基づいて武力を行使することが認められている。ところで第51条が明文で規定しているのは、「武力攻撃が発生した場合（if an armed attack occurs）」という行使要件と、「安全保障理事会が……必要な措置をとるまで」との時間的要件のみである。自衛権によって防衛されるべき法益の内容は明示されていない。また、安保理への事後の報告の要件性の可否、武力攻撃の意味、その発生の時期等の解釈をめぐっても、学説及び諸国の見解に対立が見られてきた。

2　自衛権

現代国際法上、自衛権は、外国からの不法な攻撃から自国の法益を守るために、緊急やむをえない場合に必要な限度で、実力をもってそれを排除する権利[(4)]である。国内法上、個人に正当防衛の権利が認められているように、国際法上も自衛権は、国連憲章以前から慣習法上の権利として存在していた[(5)]。

ここで一度、自衛権の発達を年代を追って振り返っておく。かつて自衛権は、国家がその自己保存及び自己完成に必要な一切の措置をとることを認めた自己保存権（right of self-preservation）の一部と考えられていた。そして当時は、国家が自己を守り、発展させるために行動することが当然に認められていた。むしろ自己保存の「権利」よりも「義務」が先立ち、国家は自己を保存する義務があるため、その保存義務の履行に必要な権利を有するとすら解されていた[(6)]。つまり、自己保存権の行使の可否が特に論点となることはなかったのである。

しかし、国際法が発達するにつれ、こうした自己保存権の行使によって保護される法益と、害される法益の均衡性が問題になると、自己保存権は上述の自衛権を除いて否定されるようになった[(7)]。そして第一次世界大戦後には、国際連盟の設立（1920年）と不戦条約（1928年）によって戦争の違法化が推し進められ、国際紛争は当事国間での平和的な解決が試みられることが求められるようになった[(8)]。すると自衛権が、国家が武力を行使するための例外的措置として脚

(4)　高野雄一『国際法概論　上』弘文堂, 1985, pp.182-183；田畑茂二郎『国際法新講　下』東信堂, 1991, p.194.
(5)　藤田久一『国連法』東京大学出版会, 1998, p.279.
(6)　横田喜三郎『自衛権』有斐閣, 1951, p.14.
(7)　城戸正彦『戦争と国際法』嵯峨野書院, 1996, p.20.　ここまでの自衛権の発達の詳細について、伊藤不二男「自衛権の法史」『国際法外交雑誌』59巻１・２号, 1960.7, pp.30-52.

光を浴びるようになり、法的権利として認識されるようになった[9]。つまり、戦争が制限され、国家による個別の武力行使が一般的に禁止されるとしても、攻撃を受けた自らの法益を守るための自衛権の発動としての武力行使だけはその例外であることを強調すべき法的必要性が認められるようになったのである。

このような認識は、国連憲章（1945年）第51条の「…自衛の固有の権利を害するものではない…」という文言にも窺うことができる。どれほど高度な集団安全保障体制が敷かれようとも、平和秩序を乱すような行為に対し、直ちに有効な集団保障措置を発動することは不可能である。したがって、被害国が攻撃に対し反撃することへの許容が求められ、自衛権は、国連憲章上もその法的権利としての存在意義を失うことはなかったのである[10]。

このように個別的自衛権は、国家にとってきわめて基本的な一般国際法上の権利であり、条約規定に関わりなく、いつの時代にも認められてきた[11]。だが、ある国家が、外国からの不法な攻撃を受けた他国のために反撃行動に出ることも認められてきたかというと、必ずしもそうではなかった。もちろん、国内法上の正当防衛論に照らして、侵害に対して行動する者は必ずしも侵害を受けた者に限られない、との議論はありうる。だが、この解釈を国際法上の自衛権にそのまま適用することについては国家間に明確な了解があったとは言い難い[12]。国家が攻撃を受けた他の国家を援助することが、権利として国際法上認められるようになるためには、やはり集団的自衛権の概念が確立されるのを待たなければならなかった[13]。したがって、この集団的自衛権という言葉が用いられたのは国連憲章が最初であり[14]、そこで新たに権利として法的に認められたものであることにはほとんど異論がない[15]。

Ⅱ　集団的自衛権の制定経緯

1　ダンバートン・オークス提案

国連憲章の原型となったのは、米国、英国、ソ連、中国の４か国による会議を経て発表された「一般国際機構設立のための提案」、いわゆるダンバートン・オークス提案（1944年10月９日）である[16]。この提案は、全12章から成り、後の国連憲章の内容をほぼ網羅した国際機構設立案であった。この提案について、米英ソ中の４か国が根本的に一致したことの１つが、五大国（米英ソ中仏）と６か国の非常任理事国で安保理

(8)　国際連盟規約第12条、不戦条約第２条.

(9)　Ian Brownlie, *International law and the use of force by States*, Oxford: Clarendon Press, 1963, p.328；戦争の全面的禁止を定めた不戦条約の締結にあたり、各国は「自衛権」についての留保を行った。自衛権にもとづく武力行使が不戦条約の禁止の範囲内に入らないことは、一般に了解されていたのである。

(10)　森脇庸太「集団的自衛の法理（一）」『国際法外交雑誌』62巻３号, 1963.8, p.46.

(11)　Hans Kelsen, *Law of the United Nations*, New York: Praeger, 1951, p.792.

(12)　横田　前掲注(6), pp.49-50；高野雄一「地域的安全保障と集団的自衛」『国際法外交雑誌』55巻２・３・４号, 1956.9, pp.188-189.　従来の国際法上、戦争の自由の一環として、侵害を受けた国家を助けたり、相互援助の条約を結ぶことは禁じられていなかった。しかし、それはあくまでも個々の国家による武力行使が禁じられていないことの当然の帰結であったのであり、自衛権によって初めて法的に可能とされる（違法性が阻却される）現象ではなかった。

(13)　伊藤　前掲注(7), pp.53-54.

(14)　Jost Delbrück, “Collective Self-Defence,” *Encyclopedia of Public International Law*, Volume I, Amsterdam: Elsevier, 1992, p.657；Josef L. Kunz, “Individual and Collective Self-Defense in Article 51 of the Charter of the United Nations,”*American Journal of International Law*, Vol.41 No.4, October 1947, p.874；田岡良一『国際法上の自衛権』勁草書房, 1981, p.252.

(15)　高野　前掲注(12), p.212.　ただし、集団的自衛権という言葉は使われておらずとも、その先駆というべきものは、戦間期にすでに見出すことができる。森肇志「集団的自衛権の誕生―秩序と無秩序の間に」『国際法外交雑誌』102巻１号, 2003.5, pp.85-97.

を構成し、それに世界の平和と安全の維持のために強大な権限を付与することであった[17]。

提案は、まず第２章第４条で、「すべての加盟国は、その国際関係において、この組織の目的に合致しないいかなる方法においても武力による脅威又は武力の行使を慎まなければならない」と述べ、広範な武力不行使原則を掲げた。そして、国家が例外的に「組織の目的に合致する」武力を行使することができる場合として、第８章Ｂ節で、新しい国際機構による集団安全保障制度を規定した。また第８章Ｃ節第２条は、地域的取極に加盟している国々が、その取極に基づき、かつ安保理の許可を得た上で強制措置を取ることを認めた地域的安全保障制度を規定した。

これらの規定によって、集団安全保障と地域的安全保障について規定した国連憲章第７章及び第８章はほぼ網羅されているのだが、自衛権を規定した国連憲章第51条に相当する条項は、ダンバートン・オークス提案には見当たらない。これは、当時、侵害を受けた国家が自国を防衛する権利（個別的自衛権）を有しているのは当然であり、わざわざ提案に盛り込む必要性が認識されていなかったためといわれる[18]。つまり、ダンバートン・オークス会議の参加者は、自衛権は国家に固有のものであり、ダンバートン・オークス提案に取り入れられた武力行使禁止原則も、個々の国家による個別的自衛権の行使を妨げるものではないと解していたのである[19]。しかし彼らは、侵害を受けた国家を他国が援助することについては、安保理の監視の下、地域的共同防衛体制を構築する取極に基づいてのみ認められると考えていた[20]。

２　ヤルタ会談と米州諸国の反発

ところで、ダンバートン・オークス提案が作成された段階では、安保理の表決方式について合意が得られていなかった。これが合意されるのは、翌1945年２月に米英ソの首脳が集って開催されたヤルタ会談においてである。ここで、国連憲章第27条第３項、すなわち大国の拒否権の規定が取り入れられることが決定した。そしてこの規定によって、五大国のいずれかが、あるいは五大国のいずれかにより特に庇護される中小国が、違法に武力を行使する時には、新しい国際機構全体としても、地域的機構としても、強制措置をとることができる可能性はなくなった[21]。いずれの場合にしても、強制措置を行うには安保理の許可が事前に必要とされていたためである。

このことについて特に憂慮を示したのが、米州諸国であった。米州では、ダンバートン・オークス会議以前から、平和と安全に関する地域的機構の設立に向けた動きが進められていた[22]。地域的機構の自立を望む米州諸国は、1945年２月から３月にかけて、「戦争と平和の問題に関する汎米会議」を開催し、３月３日にチャプルテペック協定（Act of Chapultepec）[23]

---

⑯　The Secretary of State for Foreign Affairs, *Dumbarton Oaks Conversations on World Organisation*, Cmd. 6560（1944）．この提案は、1944年８月21日から10月９日までワシントン郊外のダンバートン・オークス邸宅で開かれた会議で討議されたため、一般にダンバートン・オークス提案と呼ばれる。

⑰　神谷龍男『国際連合の安全保障（増補版）』有斐閣, 1971, p.6.

⑱　田岡　前掲注⑭, pp.191-192.

⑲　Stanimir A. Alexandrov, *Self-Defense Against the Use of Force in International Law*, The Hague: Kluwer, 1996, p.78 ; C. H. M. Waldock, “The Regulation of the Use of Force by Individual States in International Law, ” *Recueil des Cours*, 1952-II, pp.496-497.

⑳　賀川俊彦「米州平和機構の展開と國際連合」『法学研究』32巻５号, 1959.5, p.44.

㉑　Kunz, *op.cit.* ⑭, p.872.

㉒　Leland M. Goodrich et al., *Charter of the United Nations; commentary and documents*, New York: Colombia University Press, 1969, p.342.

㉓　邦訳は、「チャプルテペック協定正文（1945.3.3）」大蔵省理財局編『賠償関係条約集（中）』1953, pp.53-56.

に調印していた。チャプルテペック協定の骨子は、米州のある一国に対する攻撃は、米州すべての国に対する侵略行為とみなす旨の共同防衛体制の構築であり[24]、侵略に対しては武力を含む防衛措置をとることが規定された。

しかし、ヤルタ会談において決定された安保理の表決方法に従えば、拒否権を有する国は、自らが加盟していない地域的機構の強制措置を阻止することが可能となる。米州諸国は、そのような制度は、独力で他国からの攻撃を排除できる大国はともかく、そうした力を有しない中小国の平和と安全を無視するものであるとして強く反対した[25]。そしてこの懸念は、米州諸国だけのものではなく、1945年3月22日に相互援助義務を約束したアラブ連盟規約（Pact of the Arab League）に署名したアラブ連盟にも共有されていた。

3　サン・フランシスコ会議

こうした動きの中、1945年4月25日から6月26日にかけてサン・フランシスコで、国際連合設立のための連合国会議が開催され、ダンバートン・オークス提案が検討された。この会議の参加者は、当時の連合国50か国であり、そのうち20か国が、安保理の表決方式によって地域的機構の行動が左右されることに不満を有する米州諸国であった。米州諸国は、米州の地域的共同防衛体制の自立が国連憲章上保障されるのでなければ会議から脱退すると強硬に唱え、会議は一時「ラテン・アメリカの危機（Latin American Crisis）」とも呼ばれる現象に見舞われた[26]。

そのため、地域的取極について協議した第三委員会第四専門委員会には、地域的機構がその共同防衛体制の下で自立して行動しうる方式を模索する数々の修正案が、主に米州諸国から提出された[27]。修正案は、①地域的機構による強制措置の許可について、安保理の表決手続きを緩和する、②緊急の必要性に迫られた防衛活動に限り、安保理の事前の許可を不要とする、という2つの流れに大別することができた[28]。最終的に第四専門委員会の最終報告書として提出されたのは、②の提案に沿う米国提案であり、これは集団的自衛権を規定した現在の国連憲章第51条とほぼ同一の内容であった[29]。同時に、最終報告書は、新条項の挿入位置について調整委員会に決定を委ねるとしており[30]、後に調整委員会が、新条項を、地域的取極について規定した国連憲章第8章ではなく、国際の平和と安全に関する安保理の措置について規定した第7章の終わりに置くことに決めた[31]。その後、新条項は、微細な字句の修正があった後、国連憲章第51条として本会議で正式に採択された。結果として、自衛権は地域的取極の規定からは独立し、国家は、武力攻撃を受けた場合、安保理の事前の許可を得るまでもなく、個々に、または共同で防衛行動に着手することが可能となった[32]。

このように、国連憲章第51条、特に集団的自衛権は、地域的機構の自立の確保を目指す米州諸国の動きに端を発し、最終的には、地域的取

---

(24)　第1節宣言第3；賀川　前掲注(20), p.42.

(25)　同上, p.44.

(26)　高野　前掲注(12), p.191.

(27)　Kunz, *op.cit.* (14), pp.872-873.

(28)　森脇　前掲注(10), p.62.

(29)　"Report of Rapporteur of Committee III/4 to Commission III, "*The United Nations Conference on International Organization. Selected Documents*, Washington: U.S. Government Printing Office, 1946, pp.777-779. なお、米国外交史の視点から、集団的自衛権の規定が憲章に挿入される経緯を紹介したものとして、西崎文子『アメリカ冷戦政策と国連　1945-1950』東京大学出版会, 1992, pp.19-38.

(30)　*The United Nations Conference on International Organization, ibid.*, p.779.

(31)　神谷　前掲注(17), p.38.

(32)　Waldock, *op.cit.* (19), p.504.

極の枠を超えて、武力攻撃の開始から安保理による措置までの間隙を縫う機能として規定された[33]。集団的自衛権は、安保理を中心とした集団安全保障体制を維持しつつ、地域的機構による防衛行動の自立性を保障するための「アイデア」であり、サン・フランシスコ会議で急遽考案されたものだったのである[34]。

あるいは、集団的自衛権こそが第51条が国連憲章に挿入された動機だともいわれている[35]。国連設立に向けた最終交渉の場であるサン・フランシスコ会議において、安保理による事前の許可という条件なしに地域的機構による防衛行動を認める必要にせまられた連合国にとって、最も妥当な方法は自衛という既存の概念を用いることだった[36]。ダンバートン・オークス提案ではそもそも言及されないほど自明とされていた個別的自衛権を拡張し、集団的自衛権という新たな権利を創設することが、第51条が置かれた主要な理由であったことは確かである[37]。

4　相互援助条約の締結と集団的自衛権の時代の到来

こうして国連憲章に集団的自衛権が規定されると、この新しい自衛権を認める様々な相互援助条約が締結されるようになった[38]。いずれの条約も、ある条約当事国に対する武力攻撃をすべての当事国に対する攻撃とみなし、国連憲章第51条に基づく集団的自衛権を行使すること、それによる措置が一時的なものであること、及び事後に安保理に報告しなければならないことを規定しており、国連憲章第51条に合致している。

またこれらの条約は、集団的自衛権を確認するとともに、それを基礎とした条約当事国間の相互援助の義務と共同防衛体制の構築を規定している[39]。しかし、この相互援助の義務は集団的自衛権という権利そのものとは別物であることには注意しなければならない[40]。集団的自衛権は国連加盟国に等しく認められている権利であり、その行使に相互援助条約が必要とされるわけではない。むしろ、集団的自衛権を規定した国連憲章第51条こそが、相互援助条約を適法とする、すなわち援助義務を履行するための法的根拠となっているのである[41]。こうして、集団的自衛権は、国連憲章に続いて多くの条約に規定され、広く一般的に認められるようになったということができる[42]。

Ⅲ　集団的自衛権と集団安全保障

集団的自衛権としばしば混同される概念に、集団安全保障がある。この２つは、本質的に全く異なる概念であるため、集団的自衛権の法的性質を検討する前に、集団安全保障との違いを整理しておく。

---

(33)　Alexandrov, *op.cit.* (19), p.92.

(34)　筒井若水『自衛権―新世紀への視点』有斐閣, 1983, p.79.

(35)　高野　前掲注(4), p.195.

(36)　筒井　前掲注(34), p.36.

(37)　なお、集団的自衛権について規定することだけがすべての理由ではなく、自衛権の発動を限定する趣旨も有していたとの主張もある。田畑茂二郎「国連憲章と自衛権」『安保体制と自衛権』有信堂, 1968, p.187；豊下楢彦『集団的自衛権とは何か』岩波書店, 2007, pp.28-31.

(38)　例えば、全米相互援助条約第３条（1947年）、西ヨーロッパ五か国条約第４条（1948年）、北大西洋条約第５条（1949年）、ワルシャワ条約第４条（1955年）。

(39)　高野　前掲注(12), pp.218-219.

(40)　Yoram Dinstein, *War, Aggression, and Self-Defence*, Cambridge: Cambridge University Press, 2005, p.258；Hans Kelsen, *Recent Trends in the Law of the United Nations*, London: Stevens & Sons, 1951, p.915；高野　同上, p.219.

(41)　筒井　前掲注(34), p.83；高野　同上, p.219.

(42)　横田喜三郎「自衛権」国際法学会編『国際法講座　第一巻』有斐閣, 1953, p.150.

1　集団安全保障と個別的安全保障

集団安全保障とは、（国際社会全体にわたるものであれ、地域的なものであれ）１つの集団の内部で、各国が戦争又は武力行使を禁止する取極を結び[43]、その取極に違反する国に対し、残りのすべての国家が集団的な制裁行動をとることにより、集団に属する国家の安全を統一的に保障するというものである。つまり、集団内部の秩序維持に向けられた体制である。集団安全保障体制が初めて実現したのは、国際連盟においてであった。しかし、国際連盟規約に基づく制裁は主として経済制裁にとどまり[44]、しかも制裁を実際に発動するかどうかは個々の加盟国が判断する分権的な体制であったため、十分な効果を上げることはできなかった。この反省から、国連憲章には安保理を中心とした、より集権的な集団安全保障制度が導入された。

集団安全保障は、個々の国家が外部からの侵略に対して単独で、または協力してその安全を保障しようとする伝統的な安全保障（個別的安全保障[45]）と対比される概念であり、原則としてそのような個別的な強制行動を否定する。しかし、国連の集団安全保障体制が確立したといっても、個別的な安全保障体制が消え失せたわけではない[46]。どんなに高度な集団安全保障体制ができても、国家は急迫不正の侵害に直面しうるし、また現実に集団措置を実施するには時間がかかる。そのため、自己を防衛する上で必要な力を有しない中小国は特に、集団安全保障体制の失敗に対しさらなる保険をかけておく必要があった[47]。

そこで国連憲章は、集団安全保障の「避けられない間隙を補充する最小限度の個別的安全保障の手段[48]」として、自衛権の規定を置いた。この自衛権は、武力攻撃の開始から集団安全保障が機能するまでの間隙を縫うという意味において、観念的に集団安全保障体制に連なるが、事実的には個別的安全保障として作用する[49]。特に、ある国が攻撃を受けた場合に他国が共同でこの国を援助し攻撃に抵抗する集団的自衛権は、「たんなる自衛権以上に強力に国際連合の間隙を補うことになった」ともいわれる[50]。

さらに、国連憲章の採択から半世紀以上が過ぎた現代では、当時に比べ軍事技術がさらに発達しているだけでなく、テロ行為等の新たな脅威もみられるようになった。現代の国際社会において、他の国と協力して自らを攻撃から防衛することはますます重要となっているともいえる。その意味においても集団安全保障と集団的自衛権は密接な関係を有しているといえるだろう[51]。

2　集団的自衛権と集団安全保障の相違

このように、個別的安全保障である集団的自衛権と集団安全保障は、密接な関係を有しなが

---

(43)　通常、この取極に基づいて、それら国家間には安全保障機構などの何らかの組織が設けられている。高野雄一「集団的安全保障」国際法学会編『国際法講座　第三巻』有斐閣, 1954, p.49.

(44)　国際連盟規約第16条。経済制裁は、第１項で加盟国に義務づけられたが、軍事制裁については、第２項でその可能性が規定されたにすぎない。

(45)　高野教授は、各国家が、軍備を増強し、他国と同盟を結んで潜在的な敵対国に対して安全を確保しようとするのは個別的な安全保障に属するという。この場合、国際社会は、対立する国家群の間の勢力均衡にその安定と秩序を依存する。

(46)　高野雄一『国際法概論　下』弘文堂, 1986, p.331.

(47)　Waldock, *op.cit.* (19), p.504 ; Dinstein, *op.cit.* (40), p.255.

(48)　高野　前掲注(46), p.399.

(49)　高野　前掲注(43), p.64.

(50)　高野　前掲注(46), p.401.

(51)　なお、集団安全保障と集団的自衛権を相容れないと解釈する論者もいる。例えば、最上敏樹「集団的自衛権とは」『世界』641号, 1997.10, pp.58-59；石本泰雄「国連憲章千姿万態」『国際法外交雑誌』94巻５-６号, 1996.2, p.3-4.

らも本質的に全く異なる概念である。

まず、集団的自衛権は、ある国が現実に攻撃を受けた場合に、その攻撃を自国に対するものとみなせるほど被攻撃国と密接な関係を有する国家が、攻撃に対して防衛する権利である。一方、集団安全保障は、攻撃を受けたからというわけではなく、一般に平和と安全を確保するために、体制の構成国が攻撃を制止し、侵略を抑制するために行動することである[52]。この時とられる措置は、国際社会全体の公的目的を実現するための公的な措置、すなわち公権力の行使に似たものとなる[53]。

第二に、集団的自衛権は、外部の敵からの攻撃を想定し、それから自国を防衛するために行使されるのに対し、集団安全保障は、その体制の内部で相互に安全を保障する。つまり集団的自衛権は、あくまで外部からの違法な攻撃に対抗するための権利である。そしてこの権利を根拠として、国家はしばしば、予め想定した敵国から攻撃があった場合には集団的自衛権を行使して共同でその攻撃に対処することを約した軍事同盟や相互援助条約を締結し、共同防衛体制を築いてきた。それに対し、集団安全保障体制には予め想定された外部の敵はいない。構成国のうちの一国が取極に違反し平和を損ねた場合に、残りの構成国が制裁を加えて、体制内の秩序を守ることを目指すという仕組みとなっている[54]。両者の違いは以下のようにあらわすこともできる。すなわち、集団的自衛権の行使を約束した共同防衛体制の基盤は体制内の国家に対する信頼であり、この体制外の潜在的な敵である国家に対する不信がそれを支えている。逆に集団安全保障体制の基盤は、体制内の国家によるこの体制への忠誠に対する信頼である。しかし同時に、体制内のすべての国家が潜在的な攻撃者となる可能性があり、体制内の国家に対する不信もそこにはある[55]。

第三に、集団的自衛権に基づく行為は、完全に分権的であるが、集団安全保障措置は集権化された行為である。つまり、集団的自衛権を行使する国家は、攻撃が起きているのか否か、起きているとしたらそれに対して自衛権を行使するか否かの判断を、単独で行うことができる。一方、集団安全保障の場合、そのような判断は、集団安全保障体制の中心的な機関、すなわち国連では安保理が行う。したがって、集団安全保障体制のもとでは、攻撃国は明確に決定されるが、集団的自衛権の行使においては、自衛権の応酬が起こりうる。ある国が攻撃を受けた場合、その被攻撃国及びその国の援助に駆けつけて自衛権を行使しようとする国だけでなく、自衛権の行使対象とされる国も（さらにはその国を援助しようとする国も）、国連憲章第51条の個別的又は集団的自衛権を援用しうる。こうなると、いずれの国が最初の不法な攻撃国で、いずれの国が自衛権を行使したといえるのかは、安保理が介入するまで未決のままとなる。このような不確定な状態は、国連憲章第51条に規定された集団的自衛権に特徴的な要素であり、集団安全保障体制の中には存在しない[56]。

最後に、国連憲章下において、集団安全保障措置が平和の破壊に対する「通常（ordinary）」かつ「憲章が意図する」対応であるのに対し、集団的自衛はあくまでも安保理が必要な措置をとるまでの暫定的な手段にすぎない。国連憲章第51条は、自衛権行使の時間的要件として「安全保障理事会が……必要な措置をとるまでの間」と明文で規定するとともに、手続要件とし

---

(52) 横田　前掲注(6), pp.103-104.

(53) 最上　前掲注(51), p.58.

(54) 石本泰雄「集団的安全保障」田畑茂二郎・石本泰雄編『ニューハンドブックス　国際法』有信堂高文社, 1996, p.287.

(55) 小林宏晨「『敵国条項』と『日韓米集団防衛』の可能性」『法と秩序』17巻5号, 1987, p.16.

(56) Hans Kelsen, “Collective Security and Collective Self-Defense Under the Charter of the United Nations,” *American Journal of International Law*, Vol.42 No.4, October 1948, p.794.

て行使国に安保理への報告を求めている[57]。つまり、集団的自衛は、集団安全保障機能が動き出すまでの一時的な手段に過ぎず、集団安全保障に代わるものではないのである[58]。

Ⅳ　集団的自衛権の法的性質

国連憲章第51条の制定経緯からもわかるように、集団的自衛権という言葉は新しく、その言葉の定義は憲章の中に存在しない。他国が攻撃を受けた時に行使することを予定された集団的「自衛」権の実態は、第一次的には「他国の」防衛であり、しばしば指摘されるように、用語としては矛盾している[59]。では、このような特殊な「自衛」権の法的性質はどのように解するべきであろうか。これについては、さまざまな考え方があるが、大別して、(1)正当防衛論、(2)自己防衛論、(3)自己防衛論に基礎を置く、他国にかかわる死活的な利益の防衛論の３つに分けられる[60]。

1　正当防衛論

正当防衛論は、端的にいって、集団的自衛を他者の権利の防衛と考える[61]。例えば、Ａ国がＢ国のみを攻撃した時に、Ｃ国がＢ国を援助して共同でＡ国に反撃したとする。このＣ国の反撃の根拠が集団的自衛権となる。これは、国内法上の正当防衛論、すなわち急迫不正な侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するためにやむをえない行為の違法性は阻却されるという議論[62]に由来する。正当防衛は、緊急避難と並ぶ緊急行為の１つであり、緊急の場合において、法による本来の保護を受ける余裕がないときに許される。この正当化根拠としてしばしば援用されるのが、社会の正義を明確に示すため、不正の侵害に対し私人が防衛行為に出ることが認められるという「法確証の原理」である[63]。つまり、ここで重視されているのは正しい法秩序の維持であり、「法は不法に屈する必要はない」という考え方である。したがって、国内法の正当防衛によって守られるのは、必ずしも自己の権利だけではなく、他人の権利でもよい。そこでこの議論を国際法にも援用し、他国に対する攻撃があった場合に、その国の権利を防衛することは正当防衛であるということは可能であろう。

また「自衛」は、英語でself-defense、仏語でlégitime défenseである。これらを直訳すればまさに正当防衛であり、逆に刑法上の正当防衛は、英語でself-defense、仏語でlégitime défenseである。このことからも、自らを防衛することを意味する「自衛」という言葉にとらわれることなく、緊急状態において権利を守るための緊急行為として、集団的自衛権を他国を防衛する権利と解することができるように思える。不法な侵害に対する正当な防衛という実質を鑑みれば、他国の援助を行う集団的自衛権は実は集団的正当防衛権であり、法理的に見て十分に根拠

---

(57)　この事後報告の義務性については議論が分かれる。田岡教授は、「事後」報告を義務づけることによって、「事前の」報告が不要であることが明らかになったという点で、この事後報告義務規定の意味があるという。田岡前掲注(14), pp.273-276；グレイも、報告義務は、報告しなかったことによって防衛行為が集団的自衛権たりえないということはないが、集団的自衛権の行使ではなかったとの証拠ともなりうるとする。Christine Gray, *International Law and the Use of Force*, Oxford: Oxford University Press, 2008, pp.188-189.

(58)　Kelsen, *op.cit.* (11), p.800.

(59)　*ibid*., p.792 ; Kunz, *op.cit.* (14), p.872.

(60)　集団的自衛権の法的性質の分類についても見解が分かれる。本文で採用した分類の他にも、例えば杉原高嶺教授は、共同防衛説、限定共同防衛説、及び任意的共同防衛説の三つの立場がみられるとする。杉原高嶺『国際法講義』有斐閣, 2008, pp.615-616.

(61)　Kelsen, *op.cit*. (11), p.792 ; Kunz, *op.cit*. (14), p.875.

(62)　例えば日本では、刑法第36条第１項；団藤重光『刑法綱要総論』1990, 創文社, pp.235-238.

(63)　前田雅英『刑法総論講義』東京大学出版会, 2006, p.323.

がある[64]。

もっとも、「自衛」の厳密な意味にこだわり、集団的自衛は自衛ではなく、むしろ集団防衛（collective defense）というべきだとする論者もある[65]。いずれにしても、集団的自衛権行使による行動の合法性は、権利の行使によって利益を受ける国（防衛される国）が、個別的自衛権を有しているか否かによって導かれ、集団的自衛権に関するその他の法的な論点は個別的自衛権に準ずることになる[66]。

しかし、国際法上の「自衛」の概念の発達を顧みると、そこで目指されていたのは、正しい法秩序を維持し、反社会的な犯罪を防止するという共通善の擁護ではなく、個々の国家による自国の防衛であったことが窺われる。分権化された国際社会においては、他国のため、あるいは国際社会のための緊急行為が国際法上積極的な意義をもつことはなかった[67]。こうした権利の発達経緯からすると、集団的自衛権の法的性質を正当防衛と解することには無理があろう。

さらに、より集権化された国連の集団安全保障体制の下では、個々の国家による正当防衛行為を常に適法であると解することは難しい。国家が他国援助と称して個別の判断で軍事援助に踏み切れば、集団安全保障体制が破壊されかねない[68]。個別的自衛権を行使するわけでもない国家に対してまで、他国の援助のために軍事行動に出ることを認めれば、集団的自衛権を行使する国家は無制限に拡がってしまい、武力不行使原則の最小限の例外として自衛権を認めた国連集団安全保障体制と矛盾することになる[69]。また、国際社会において侵略者の判定は困難であり、そこには集団的自衛権を行使しようとする国家の政策判断が不可分に絡んでくる。したがって個々の国家の主観的な判断に基づく援助はかえって戦闘を拡大させる危険を伴い、ひいては集団安全保障の適用も困難になりうる[70]。

2　自己防衛論

自己防衛論は、集団的自衛権行使の根拠を、自己の権利または利益の侵害に求める。例えば、A国がB国及びC国を攻撃した時に、両国はいずれも自国の利益を侵害されているため、それぞれ個別的自衛権を行使することができる。ところで両国は、この個別的自衛権を集団で（collectively）、あるいは協力して（in concert）行使することもできる。自己防衛論は、このように二国以上が個別的自衛権を共同で行使する時、現実には集団的自衛権が発動されることになるとする[71]。そこでは、集団的自衛権の行使要件として、行使国が個別的自衛権を有していることと、行使国間にそれらの権利を共同で行使する合意があることの二点が求められる[72]。

そしてこの議論は、自国が直接に攻撃を受けていなくとも、他の国家に対する攻撃がいずれ自国の利益を侵害するおそれがある場合にも集団的自衛権を行使しうるとする。A国がB国を攻撃した時、B国に対する侵害がC国に対しても「間接ではあるが現実の」侵害となるほどに両者の関係が近いのであれば、C国がB国を援

(64)　横田　前掲注(42), p.152.
(65)　Kelsen, *op.cit.* (11), p.792.
(66)　Kunz, *op.cit*. (14), p.875.
(67)　Derek W. Bowett, *Self-Defence in International Law*, Manchester: Manchester University Press, 1958, pp.203-205；森脇庸太「集団的自衛の法理（二）」『国際法外交雑誌』62巻5号, 1963.12, pp.11-12；伊藤　前掲注(7), pp.53-54.
(68)　Bowett, *ibid.*, p.204；田畑　前掲注(4), p.197.
(69)　Bowett, *ibid.*, p.218.
(70)　森脇　前掲注(67), pp.18-19.
(71)　Bowett, *op.cit.* (67), pp.205-207.
(72)　*ibid.*, p.207.

助することは、単にＢ国に対する攻撃を防衛するだけにはとどまらない。Ｂ国が攻撃に屈した後、Ａ国の攻撃がいずれＣ国に及ぶのであれば、Ｃ国がＢ国を援助することは、結局は自国を防衛することと同じである。この場合も、Ｃ国は個別的自衛権を有していると解されるのであり[73]、それをＢ国と共働することによって、現実には集団的自衛権が発動されていることになる。

このように自己防衛論に立つと、自国が直接に攻撃を受けていようといまいと、その権利または利益が侵害される、またはそのおそれがある場合に集団的自衛権が行使されうると解され、集団的自衛権の本質は、個別的自衛権の共同行使といえる。しかし、自衛権を行使するためには、自国に対する攻撃が現実に起きたか、少なくともまさに目前に差し迫っていなければならない[74]。したがって、将来において自国に侵害が及ぶおそれがあるという程度では個別的自衛権行使のための要件を満たしたことにはならないと批判される[75]。また、自国の利益の侵害を常に要件とする解釈は、ある一国に対する攻撃を条約の全加盟国に対する攻撃とみなすと規定する北大西洋条約第５条や全米相互援助条約第３条などの集団防衛条約の中心的条項と矛盾する[76]。何より、集団的自衛が個別的自衛権の糾合にすぎないのであれば、国連憲章第51条が集団的自衛権という概念をわざわざ認める必要はなかったはずである[77]。

実際、集団的自衛権を個別的自衛権の共同行使で説明する自己防衛論も、厳密にＡ国（攻撃国）が複数国に対して攻撃することを求めているわけではないようである。この議論の論者も、次節で述べるような、Ａ国からＣ国への攻撃が「無形化ないし間接化」されたパターンを想定しているといわれる[78]。

３　他国にかかわる死活的な利益の防衛論

これは、自己防衛論に基づきつつ、集団的自衛権の特徴を主張する議論であり、現在国際法学者の間の通説ともいえる。それによると、集団的自衛権は、他国が攻撃を受けた時に、その国の安全と独立が自国のそれにとって死活的（vital）であると認められる場合に限り、自衛の行為をとることができる権利とされる[79]。すなわち、Ａ国がＢ国を攻撃した時に、Ｂ国の安全と独立がＣ国のそれと同一視されるほどにＢＣ両国が密接な関係にあれば、Ｃ国は自国を守るための行動をとることができる。ここでも、武力攻撃が現実にＣ国に加えられていることは必要ではない。現実に存在しているのはＢ国に対する武力攻撃のみである。しかし、Ｂ国

---

(73)　この時Ｃ国は現実には直接の攻撃を受けていない。したがって、Ｃ国に個別的自衛権を認める立場に立つ論者は、先制的自衛を容認する立場に立つ。*ibid.*, pp.185-191.

(74)　自衛権の行使時期について学説は一致していない。国連憲章第51条は、「武力攻撃が発生した場合（if an armed attack occurs）」に限って自衛権の行使を認めており、文言通り読む限り先制的自衛は禁止される。しかし、個別的自衛権は憲章以前にも慣習法上認められてきたため、「急迫して、圧倒的であり、手段を選択する余裕もなく、かつ熟慮の時間もないような自衛の必要性があるとき」（1837年のカロライン号事件でウェブスター米国務長官が示した自衛の要件）、武力攻撃が現実に起きていなくても国家が自衛権を行使することができるとする説も有力に主張されている。先制的自衛について、藤田　前掲注(5), pp.291-293 ; Peter Malanczuk, *Akehurst's Modern Introduction to International Law*, New York: Routledge, 1997, pp.311-314.

(75)　横田　前掲注(6), pp.125-126.

(76)　Oscar Schachter, *International Law in Theory and Practice*, Dordrecht: M.Nijhoff, 1991, p.155；祖川武夫「集団的自衛―いわゆるUS Formulaの論理的構造と現実的機能」『国際政治思想と対外意識』創文社, 1977, p.449.

(77)　田畑茂二郎『国際法Ⅰ（新版）』有斐閣, 1973, p.362.

(78)　祖川　前掲注(76), pp.449-450.

(79)　H. Lauterpacht ed., *International Law, a treatise, by L. Oppenheim, vol. I Peace*, Seventh Edition, London: Longmans, 1952, p.155；高野雄一参考人意見『憲法調査会第32回総会議事録』1959年７月15日, 特にpp.40-43；田畑　前掲注(77), pp.363-364.

と密接な関係を有するC国にとって、この武力攻撃は自国に対する武力攻撃と等しく危険であるため、C国は自国の安全と独立を守ることを目的として行動することができると解される。

この議論によれば、集団的自衛権は、他国に対する武力攻撃が自国に対する攻撃にもなるという両者の密接な関係を前提として、本質的に自国を防衛する権利であり、国連の集団安全保障体制との整合性も認められる。つまり、武力攻撃を受けた他国を援助することは、集団的自衛権そのものの直接の効果ではなく、自国を守るために行動した結果生じてくる実際的な効果にすぎない[80]。また、保護される法益を自国の安全と独立に限定し、その侵害の存否を事実認定の問題とすることによって、集団的自衛権を行使しうる範囲を限定していることから、現実の国際社会構造への適合性も認められる[81]。

もっとも、集団的自衛権行使のための要点ともいえる、武力攻撃を受けた国と集団的自衛権を行使する国の間の密接な関係とは具体的にどのような場合をいうかは、依然として明確ではない。この関係は、一国に対する武力攻撃が当然他国に対する武力攻撃を構成するような「特殊な連帯関係」[82]、あるいは、自国を守るために他国の安全もまた相互に連帯して保障すべきであるような「特殊な『依存関係』」[83]などといわれる。しかし、ここで浮かび上がってくるものも他国への攻撃が自国に対するそれと等しく危険であるような「抽象的な軍事的危険」の必要性にすぎない[84]。そのため実際には、こうした関係性の存否について相当緩やかに判断されてきたとの指摘がある[85]。

したがって、V章で紹介するニカラグア事件においてICJが、集団的自衛権が行使されるためには、武力攻撃を受けた国が自らその旨を宣言することと、援助の要請を行うことの2点が必要であるとしたことは、集団的自衛権の濫用を防ぐという観点から注目される。

V　国際司法裁判所の解釈―ニカラグア事件

ICJは、ニカラグア事件（本案）判決[86]において、集団的自衛権行使の要件に関して初めて踏み込んだ判断を示した。もっとも、ICJが国連憲章及び米州機構憲章ではなく、慣習国際法

---

(80)　高野　同上, p.42.
(81)　祖川　前掲注(76), p.456.
(82)　田畑　前掲注(77), p.363.
(83)　森脇　前掲注(67), p.26.
(84)　祖川　前掲注(76), p.458.
(85)　田畑　前掲注(77), pp.363-364.
(86)　Case concerning Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua（Nicaragua v. United States of America）, *ICJ Reports 1986*. この事件を解説した邦語文献として、植木俊哉「ニカラグア・米国紛争に関する国際司法裁判所判決」『法学教室』No.75, 1986.12, pp.91-95；松田竹男「武力不行使と集団的自衛権」『別冊ジュリスト』No.156, 2001.4, pp.206-207；広部和也「ニカラグアにおけるおよび同国に対する軍事的・準軍事的活動事件」波多野里望・尾崎重義編著『国際司法裁判所　判決と意見　第二巻』国際書院, 1996, pp.247-312.
(87)　国際裁判は、国内裁判と異なり、紛争当事国による裁判所の管轄権に対する同意を基礎としている。しかし現在では、国家は一定の紛争について予め裁判所の管轄権を義務的なものとして受諾することを宣言した場合、同一の義務を認める他の国家との間では管轄権が義務的となるという方式が採用されている（ICJ規程第36条第2項）。この宣言を選択条項受諾宣言という。

ニカラグア事件において、米国はまずICJの管轄権及び請求の受理可能性を争ったが、ICJはいずれも却下した（*ICJ Reports 1984*）。その後、米国は選択条項受諾宣言の終了を通告したが、ICJは、既に成立している事件の管轄権に影響を与えるものではないとして審理を続けた。ただし、米国は、もともと選択条項受諾宣言に「多国間条約の下で発生する紛争を除外する」との留保を付していたため、ICJは、多国間条約としての国連憲章と米州機構憲章の適用は排除されることを認め、ただし国際法のその他の法源の適用には影響を与えないとした（*ICJ Reports 1986*, paras.37-56）。

に基づいて集団的自衛権の内容、要件等を明らかにした点には注意が必要である[87]。

1979年、ニカラグアに、親社会主義的なサンディニスタ国民解放戦線主導による革命政権が成立した。米国は、1981年にレーガン政権が発足すると反ニカラグア政策に転換し、特にニカラグアがエルサルバドル、ホンジュラス、コスタリカの反政府勢力に武器等を援助していることを理由として、経済援助を停止し、ニカラグアの反政府武装勢力コントラを支援するようになった。米国は、コントラへの軍事援助、資金供与を行うだけではなく、ニカラグアの港湾に機雷を敷設し、空港、石油貯蔵施設などを攻撃した。そのためニカラグアは、米国の行為を国際法違反であるとしてICJに提訴した。これに対し米国は、自国の行為を、ニカラグアによるエルサルバドル、ホンジュラス、コスタリカへの武力攻撃に対する集団的自衛権の行使であると主張した。

そこでICJは、まず、集団的自衛権が慣習国際法の規則として存在していることを確認した。ICJは、国連憲章第51条が集団的自衛権を「固有の権利（inherent right）」と規定していることから、慣習国際法上も集団的自衛権が存在していたことが裏付けられたとした。また国連総会決議である友好関係原則宣言（1970年）[88]が、武力行使・威嚇を禁じつつも個別的又は集団的自衛権の規定には影響を与えないことを宣言していることから、諸国が自衛権を慣習国際法として認識していることがわかるとした[89]。

次にICJは、武力攻撃が自衛権行使の要件の１つであることを確認し、その内容を検討した。ICJは、国家による武装部隊の派遣は、その規模や影響が武力攻撃に匹敵するほどであれば、武力攻撃を構成しうるとした。一方、反乱部隊への武器、兵站、その他の提供による援助は、武力による威嚇、武力の行使、または干渉行為に相当するにすぎないとした[90]。

またICJは、集団的自衛権を行使するためには、武力攻撃の直接の犠牲国による、武力攻撃を受けた事実の宣言及び他国への援助の要請が必要であるとした。ICJは、第三国が自らの状況判断に基づいて集団的自衛権を行使することを認めるような慣習国際法は存在せず、集団的自衛権によって利益を受ける国家が武力攻撃の犠牲となったことを宣言することが期待されるとした[91]。これには、集団的自衛権の行使国による武力攻撃の発生の恣意的な認定を封ずる効果がある。そしてさらにICJは、この宣言要件に加え、犠牲国による援助要請が必要であるとした[92]。この理由としてICJは、武力攻撃が起きた場合に、その事実を直接に認識するのは攻撃の犠牲国であることは明らかであること、他国が集団的自衛権を行使して援助に駆けつけることを望む場合は、通常、犠牲国は援助を要請するであろうことも明らかであることの２点を挙げた[93]。

これらの要件をふまえ、ICJは、ニカラグアの行為は武力攻撃と認定できないこと[94]、自国を武力攻撃の犠牲国とみなす国家からの援助要請がなかったこと[95]などから、ニカラグアに対する行動を集団的自衛権の行使とする米国の主張を退けた。なお、ICJの判決には、集団的自衛権に関する議論が簡潔過ぎることや、犠

---

(88) *UNDoc*. A/RES/2625（XXV）（1970.10.24）.
(89) *ICJ Reports, op.cit.* (86), para.193.
(90) *ibid*., paras.195, 211.
(91) *ibid*., para.195.
(92) *ibid*., paras.196-199.
(93) *ibid*., para.232.
(94) *ibid*., paras.229-231.
(95) *ibid*., paras.233-234. なお、エルサルバドルは援助要請を表明していたが、それは米国の行動よりもはるかに後であり、集団的自衛権行使の要件を満たしているとはいえなかった。

牲国の援助要請要件が厳格すぎることなどを指摘した鋭い反対意見が出されており[96]、また同主旨の批判も少なくない[97]。しかし、この判決自体は当事国間に法的拘束力を有しており、またICJ自身もオイル・プラットフォーム事件（2003年）において、集団的自衛権を行使するためには犠牲国の援助要請が必要であることを再度確認した[98]。

Ⅵ　集団的自衛権の行使事例

Ⅱ章で述べたように集団的自衛権は、冷戦下の国際社会において、武力攻撃が起きたにも関わらず、大国の拒否権によって安保理が機能せずに犠牲国が放置されるという事態を避けるために規定された。そして今日までに、集団的自衛権の行使を約した集団防衛条約が二国間、多国間を問わず数多く締結されてきた。しかし、これまでに実際に集団的自衛権が行使された事例を振り返ってみると、その数はさほど多くない。以下、これまでに集団的自衛権の行使が国連憲章第51条に従って安保理に報告された主な事例を紹介する。

1　ソ連／ハンガリー（1956年）

1956年10月、ハンガリーにナジ政権の復帰を求める反政府デモが起きると、ソ連の軍隊がハンガリー領域に進入し大規模な戦闘が行われた[99]。ソ連は、安保理において、ハンガリー政府の要請に基づき、ワルシャワ条約に従ってハンガリーを防衛するために行動したと説明した[100]。しかしこの要請は、既に首相に復帰していたナジではなく、ゲレー第一書記が行ったものであり、正当政府による支援要請といえるかは疑わしい。

その後ナジ首相は、ワルシャワ条約機構からの脱退とハンガリーの中立的地位を宣言し、連立政府を組織したが、ソ連軍はハンガリーの抵抗を打破し首都を占領した。国連では、ソ連の撤退を要請する安保理決議案がソ連の拒否権行使により否決されたため、米国の要請により緊急特別総会が開催された。緊急特別総会でもソ連は、ハンガリー正当政府の要請に基づき、ワルシャワ条約に従って軍隊を展開したと主張した[101]。総会は、ハンガリーへの干渉の中止とソ連軍の撤退を要請する決議を採択した。

2　米国／レバノン（1958年）

諸宗教・宗派のモザイク国家であるレバノンでは、イスラム教シーア派その他の貧困層の人口増加に伴い、支配階級にあるキリスト教マロン派に対する不満が高まりつつあった[102]。1958

---

(96)　例えば、Judge Oda, “Dissenting Opinion,” *ICJ Reports 1986*, para.97.

(97)　“Appraisals of the ICJ’s Decision : Nicaragua v. United States,” *American Journal of International Law*, Vol.81 No.1, January 1987, pp.77-183.

(98)　Case concerning Oil Platforms（Islamic Republic of Iran v. United States of America）, *ICJ Reports* 2003, para.51. イラン・イラク戦争（1980-1988年）の最中に、米国国旗を掲げたタンカー及び米国軍艦がイランによる攻撃を受けたとして、米国がイランのオイル・プラットフォーム（海上石油生産施設）を攻撃し破壊したことの合法性が争われた事件。なお、本事件では米国が集団的自衛権の行使を主張しなかったため、ICJは個別的自衛権について具体的にその要件等を検討した。この事件は、ICJが自衛権の問題を扱った２例目であり、ICJは個別的又は集団的自衛権に共通する武力攻撃要件についてもニカラグア事件判決に言及した。

(99)　この項は、Louise Doswald-Beck, “The Legal Validity of Military Intervention by Invitation of the Government,” *British Yearbook of International Law*, LVI, 1985, pp.222-226；Alexandrov, *op.cit.* (19), pp215-216；高橋通敏『安全保障序説』有斐閣, 1960, pp.223-226；アンリ・ボグダン（高井道夫訳）『東欧の歴史』中央公論社, 1993, pp.490-501を参照。

(100)　*UNDoc*. S.PV/746（1956.10.28）, paras141-175.

(101)　*UNDoc*. A.PV/564（1956.11.4）, paras.104-107.

(102)　この項は、Doswald-Beck, *op.cit.* (99), pp.214-217；鳥井順『中東軍事紛争史　Ⅲ』第三書館, 1998, pp.12-25；香西茂『国連の平和維持活動』有斐閣, 1991, pp.85-89を参照。

年５月に内乱が発生すると、レバノン政府は、アラブ連合共和国[103]がレバノンの内政事項に干渉していると国連安保理に報告した。安保理はレバノンに国連監視団（United Nations Observation Group In Lebanon: UNOGIL）を派遣することを決定した。

しかし７月にUNOGILは、アラブ連合共和国からの干渉の証拠を見出せないとの報告を安保理に提出した。これに不満を持ち、また同時期に起きたイラクのクーデターの影響が自国に及ぶことを懸念したレバノン政府は、米国に対し軍事介入を要請した。これを受けて米国はレバノンに派兵し、安保理において、自国の行動は国連憲章第51条による集団的自衛権に基づいた行動であると説明した[104]。

3　英国／ヨルダン（1958年）

ヨルダンはアラブの中でも最も親西欧的な国であったが、1950年代初めから国民によるアラブ民族主義運動が高まっていた[105]。ヨルダン王室は、1958年２月に、同じく王制を敷くイラクとアラブ連邦を結成し、王制を守ろうとした。しかしその５か月後、イラクではクーデターにより王制が倒れ、共和国が誕生した。そこでヨルダンは、アラブ連合共和国による脅威からヨルダンの独立を守るべく、国連憲章第51条に基づき英国に軍事援助を求めた。英国は、直接又は間接侵略に対抗するための支援要請を受けた国はそれに応える権利を有すると強調し、ヨルダンの要請を受け、その領土の保全と政治的独立を守る目的のため派兵したと安保理で説明した[106]。

4　米国／ベトナム（1965-75年）

ベトナムでは第二次世界大戦直後から独立戦争が続いていたが、1960年代前半までは米国の介入は本格化していなかった。しかし、1964年８月に起きたトンキン湾事件（米艦と北ベトナム艇の交戦）の後、米国連邦議会は、国連憲章及び東南アジア集団防衛条約に基づく義務に従い、兵力の使用を含む必要なあらゆる手段をとる旨決議した[107]。翌年２月、米国はこの決議に基づき北爆を開始し、以後漸増的に地上戦闘部隊を派遣した。米国務省は、北ベトナムに対する軍事行動の根拠として、南ベトナム政府からの要請があったこと、及び国連憲章第51条に基づく集団的自衛権と東南アジア集団防衛条約に基づく防衛義務を挙げた[108]。

なお、南ベトナムがこうした要請を行いうる国家といえるのか、そもそもベトナム戦争は内戦であって外部からの干渉は違法ではないのか、また仮にベトナム戦争が国際紛争であるとしても集団的自衛権の行使要件である武力攻撃は発生していたのか、といった論点をめぐって議論がある[109]。

5　ソ連／チェコスロヴァキア（1968年）

チェコスロヴァキアでは、1968年１月に改革派のドゥプチェクが第一書記に就任すると社会主義体制の改革運動（「プラハの春」）が始まっ

---

(103)　1958年２月、シリアとエジプトは「アラブ連合共和国」を結成した。この連合国家は1961年10月に解体した。

(104)　*UNDoc*. S. PV/827（1958.7.15）.

(105)　この項は、Doswald-Beck, *op.cit.* (99), p.214；Alexandrov, *op.cit.* (19), p.218；『最近の中東情勢』内閣官房内閣調査室, 1959, pp.94-100を参照。

(106)　*UNDoc*. S.PV/831（1958.7.18）, paras.18-32.

(107)　「東南アジアの国際平和と安全保障の維持を促進するための合同決議」浦野起夫編著『続ベトナム問題の解剖』外交時報社, 1970, p.213.

(108)　米国務省覚書「アメリカ合衆国のベトナム防衛参加の合法性」（Leonard C. Meeker, *The Legality of United States Participation in the Defense of Viet-Nam*, Department of State（1966.3.4））, 同上, pp.194-210.

(109)　Alexandrov, *op.cit.* (19), pp.220-227；宮崎繁樹「国際法理から見たベトナム戦争」『法律時報』38巻８号, 1966.7, pp.17-23；松井芳郎「ベトナム戦争における『介入』の法理」『法律時報』40巻10号, 1968.9, pp.84-90；松隈清「国連憲章五一条とヴェトナム戦争」『八幡大学論集』17巻２号, 1967.3, pp.1-21.

た[110]。共産党による一元的支配を弱め、検閲を廃止し、言論の自由を認めるなど「人間の顔をした社会主義」を目指す改革は、次第に国民的運動へと発展した。こうした自由化の影響が自国に及ぶことを恐れたソ連や東欧諸国は、8月にワルシャワ条約機構軍を編成してチェコスロヴァキアに軍事介入し、改革運動を鎮圧した。

ソ連は、安保理において、軍事介入はチェコスロヴァキア政府の要請に基づくものであり、国連憲章及びワルシャワ条約に規定された集団的自衛権に完全に合致すると説明した[111]。ただし、この説明はチェコスロヴァキア政府によって否定された。

このようなソ連の説明は、社会主義に敵対的な内外の勢力により一国内で反社会主義化が進められる場合、これを社会主義体制全体の利益に対する脅威として、武力介入が正当化されるというブレジネフ主義（「制限主権論」ともいわれる）を生み出した[112]。

6　ソ連／アフガニスタン（1979年）

1978年4月、軍事クーデターにより親ソ政権が誕生したアフガニスタンでは、土地改革を基本とする社会主義革命が進められ、ソ連との間では友好協力善隣条約が締結された[113]。しかし、革命路線に反発した地主やイスラム指導者らによる反乱が各地で発生した。1979年12月、ソ連はアフガニスタンに軍事介入した。

ソ連は、安保理において、この軍事介入は、アフガニスタン政府の要請に基づくものであり、二国間の友好協力善隣条約及び集団的自衛権を規定した国連憲章に一致した行動であると説明した[114]。ソ連の介入を非難する安保理決議案はソ連の拒否権行使により否決されたため、緊急特別総会が開催された。総会は、外国軍隊の即時、無条件の全面撤退を要請する決議を採択した。しかしその後も、国境地帯に集結していた兵力がアフガニスタン国内に展開されるなど、アフガニスタン駐留のソ連軍は増強された。ソ連軍の撤退が完了したのは1989年であった。

7　米国／ニカラグア（1981年）

Ⅴ章参照。

8　リビア／チャド（1981年）、フランス／チャド（1983年、1986年）

1960年にフランスから独立したチャドでは、北部のアラブ系イスラム文化圏と南部のバンツー系文化圏の対立により、1966年以来内戦が続いていた[115]。しかし、この内戦は次第に南北対立から北部勢力（チャド民族解放戦線：FROLINAT）内部の対立となっていった。1979年に南北の和解により、FROLINAT指導者のグクーニを大統領とする統一暫定政権が成立し

---

(110)　この項は、大友健児「チェコスロバキア問題と国際法」『法経研究』17巻4号, 1969.3, pp.109-120；岩田賢司「チェコ事件」木戸蓊・伊東孝之編『東欧現代史』有斐閣, 1987, pp.221-242を参照。

(111)　*UNDoc*. S.PV/1441（1968.8.21）, paras.72-105；「ソ連タス通信社の声明，8月21日」『世界政治資料』No.292, 1968.9.20, pp.12-13.

(112)　山本草二『国際法（新版）』有斐閣, 1994, pp.737-738.　当時のソ連共産党書記長ブレジネフが打ち出した理論であるため、ブレジネフ主義と呼ばれる。

(113)　この項は、Doswald-Beck, *op.cit.* (99), pp.230-234；寺沢一「アフガニスタン問題の重大性」『国際関係研究』創刊号, 1980.10, pp.7-22；堀本武功「アフガニスタン問題の見取り図」広瀬崇子・堀本武功編著『アフガニスタン―南西アジア情勢を読み解く』明石書店, 2002, pp.20-24を参照。

(114)　*UNDoc*. S.PV/2186（1980.1.5）, paras.3-33；「ソ連の主張　アフガニスタンの出来事によせて（『プラウダ』1979年12月31日）」『世界政治資料』No.565, 1980.1.25, pp.7-9.

(115)　この項は、Doswald-Beck, *op.cit.* (99), pp.218-221；権田潤「現代アフリカ紛争の形成要因と拡大要因」『国際問題』No.296, 1984.11, pp.22-28；伊藤正孝「チャド紛争神託者カダフィと妖星ハブレの対決」『中央公論』1983.10, pp.154-160を参照。

たものの、1980年には国防相ハブレによる首都制圧の試みにより政権は崩壊した。

1980年12月、グクーニ政権の要請に基づきリビアが軍事介入した。リビアは、自国の介入はチャド政府の要請と1980年６月に締結されたチャド・リビア友好同盟条約に基づくものであり、リビア軍のチャド駐留はあくまでも一時的なものであることを強調した。そして1981年11月、リビアはチャド政府の要請に従って撤退した[116]。

しかし1982年、スーダンに逃れ、エジプト、スーダンから軍事援助を受けていたハブレが再び首都を制圧し、大統領に就任した。さらに1983年６月には、リビアの支援を受けたグクーニが反撃を開始したため、内戦が再び激化した。そこでハブレ政権は、フランス軍の介入を要請した。フランスは、1976年の軍事協力協定に基づくものとして自国の行動の正当性を主張した[117]。1984年９月、フランスとリビアは、チャドからの同時完全撤退に合意したが、最終的にリビアは撤退しなかった。

1986年２月、チャドでは再び内戦が激化し、政府軍が仏空軍の支援を受けてグクーニ派反政府軍の攻撃に反撃する事件も起きた。この時もハブレ政権は、国連憲章第51条に基づいてフランスに軍事介入を求めていた[118]。フランスは、安保理において、軍事介入はチャド政府の要請に基づき、国連憲章第51条に従った行動であると説明した[119]。

9　イラクによるクウェート侵攻（1990年）

1990年８月、イラクがクウェートに侵攻し、併合を宣言した。直後に開催された安保理は、イラクによる国際の平和と安全の破壊を認定し、イラク軍の即時、無条件撤退を要求する決議第660号を採択した。安保理は続いて、国連憲章第41条に基づき対イラク経済制裁を課すことを決定した決議第661号を採択した。この決議第661号は前文で、イラクによるクウェートに対する武力攻撃に反撃するための国連憲章第51条に基づく個別的又は集団的自衛権を確認（affirm）している。米国、西欧諸国、アラブ諸国は、クウェート及びサウジアラビア政府の要請を受け、個別的及び集団的自衛権を行使し、決議第661号に違反する船舶の通航を阻止すると安保理に報告した[120]。その後、安保理は決議第665号を採択し、加盟国が決議第661号の措置を実施するために必要な措置をとることを認め、さらに11月には決議第678号を採択し、加盟国に対し国際の平和と安全を回復するため必要なあらゆる手段をとる権限を与えた。

しかし決議第661号が採択された段階から、ペルシャ湾付近の公海を航行中の第三国船舶に対する干渉根拠や、安保理による強制措置である経済制裁の決定と自衛権の行使が同一決議文に書かれていることの整合性をめぐり議論が生じていた。また、これらの海上阻止行動が自衛権によって正当化されるとしても、決議第665号や第678号の採択後には、安保理が軍事力の使用を含む措置を容認したと解釈しうることから、「安全保障理事会が……必要な措置をとるまでの間」という自衛権の時間的要件との関係が問題となった。さらに、国連憲章第７章に言及しているものの特定の条文を引用しなかった決議第678号の国連憲章上の位置付けをめぐっても議論がある[121]。

---

(116)　*UNDoc.* S/14767（1981.11.24）.

(117)　*Keesing's Record of World Events*, vol. XXIX, December 1983, p.32592；原順一「代理戦争の様相深めるチャド内戦（上）」『世界週報』67巻16号, 1986.4.15, p.22.

(118)　*UNDoc.* S/17837（1986.2.18）.

(119)　*UNDoc.* S/PV.2721（1986.11.18）, p.22.

(120)　例えば米国の報告として、*UNDoc*. S/21492（1990.8.9）, S/21537（1990.8.16）.

(121)　松井芳郎『湾岸戦争と国際連合』日本評論社, 1993；Alexandrov, *op.cit*. (19), pp.263-278；樋山千冬「冷戦後の国連安保理決議に基づく『多国籍軍』」『レファレンス』No.626, 2003.3, pp.38-39.

10　ロシア／タジキスタン（1993年）

1991年、ソ連の崩壊によって独立したタジキスタンでは、政府（共産党勢力）と、野党（イスラム勢力と手を組んだ民主化勢力）が対立していた[122]。1992年３月に首都で始まった市街戦は各地に飛火し、タジキスタンは本格的な内戦に突入した。この内戦は、単なるイデオロギー対立ではなく、タジキスタンに深く根づく地縁主義によるものだといわれる。結局連立政権の試みも失敗し、1992年11月に、ロシア、ウズベキスタンの軍事支援を受けた共産党勢力「人民戦線」が政権を掌握した。しかし反政府勢力はアフガニスタンへ逃れ、タジキスタン・アフガニスタン間の国境を越えて繰り返し政府軍への攻撃を行った。

こうした国境地帯での紛争に対し、1993年７月、ロシアは、二国間友好協力条約に基づき、国連憲章第51条に規定された集団的自衛権を行使し、軍事援助を含む支援をタジキスタンに行う準備があると表明した[123]。そして８月、ロシア、カザフスタン、キルギスタン及びウズベキスタンは、アフガニスタンの支援を受けた反政府勢力の攻撃をロシア国境警備隊とタジキスタンに対する侵略とみなし、CIS集団安全保障条約と国連憲章第51条に基づいて集団的自衛権を行使し、タジキスタンに軍事援助を含む緊急支援を行ったと安保理に報告した[124]。

11　米国／アフガニスタン（2001年）

2001年９月11日に米国で発生した同時多発テロに対し、国連総会、安保理はテロ攻撃を非難する決議を相次いで採択した。安保理決議第1368号は、あらゆる国際テロ行為を国際の平和と安全に対する脅威であると認定し、それらに対処するために必要なあらゆる措置をとる準備があることを表明した。続く決議第1373号は、国連憲章第７章に基づく強制措置としてテロ行為への資金提供の禁止などを決定した。いずれの決議も、その前文で個別的又は集団的自衛権を確認（recognize）している。また、NATO（North Atlantic Treaty Organization：北大西洋条約機構）やOAS（Organization of American States：米州機構）もテロ行為に対する個別的又は集団的自衛権を行使する準備があることを表明した。これらを受けて米国は、10月７日にテロ組織及び同組織を援助するアフガニスタンのタリバン政権に対し軍事行動を開始した。米国は、安保理に対し、９月11日に自国に対して武力攻撃が行われたことから、他国と共に個別的又は集団的自衛権を行使したと説明した[125]。

以上のように、これまでの集団的自衛権の行使事例を概観すると、しばしばその濫用が疑われてきたことが窺える。そして常に論点となるのは、外部からの武力攻撃の発生の有無と、被攻撃国による援助要請の正当性であった。すなわち、現地の状況が集団的自衛権の行使要件を満たしているのか、あるいは内戦に何らかの政治的意図をもった第三国が介入したとみるべきなのか、といった点について、しばしば各国の間で認識の違いが生じていたのである[126]。

おわりに

もともと集団的自衛権は、大国の意向ひとつで機能が麻痺してしまう可能性を秘めた国連の集団安全保障体制を補完するために、また自ら

(122)　この項は、遠藤義雄「タジキスタンの内戦―中央アジアの悲劇」『海外事情』42巻３号, 1994.3, pp.40-50；伊地哲朗・カモルディン　アブドゥッラーエフ「タジキスタン／和平プロセスの成果と現状」『アジ研ワールド・トレンド』No.79, 2002.4, pp.12-15を参照。

(123)　*UNDoc.* S/26110（1993.7.19）.

(124)　*UNDoc.* S/26290（1993.8.11）.

(125)　*UNDoc.* S/2001/946（2001.10.7）.

(126)　Gray, *op.cit.* (57), p.191.

の力では攻撃に対抗できない中小国を共同で防衛するために、国連憲章第51条に規定された。そしてこの規定に基づき、これまでに二国間又は多国間において数多くの集団防衛条約が締結されてきた。これらは潜在的な敵に対する抑止となり、ひいては中小国の保護という一定の効果をもたらしたことが認められる[127]。

しかし、集団的自衛権の法的性質そのものについては現在も学説の一致を見ていない。また、加盟国が個々の判断で武力行使に踏み切ることを認める自衛権は、厳密には個別的安全保障として作用し、集団安全保障体制とは矛盾するとともに、常に濫用の危険をはらんでいることも否めない。それゆえに国連憲章は、「武力攻撃」の発生という厳しい行使要件と、「安全保障理事会が……必要な措置をとるまでの間」という時間的要件を付した。そしてICJも、ニカラグア事件判決において、集団的自衛権を行使するためには被攻撃国による攻撃事実の宣言及び援助要請が必要だとした。

だが、これまでの実際の集団的自衛権の行使事例を概観すると、集団的自衛権がしばしば濫用されてきたことがわかる。そこで論点となってきたのは、武力攻撃の発生の有無及び援助要請の正当性だった。冷戦後の地域紛争の増加や9.11テロのような事件の再発の可能性から、外部からの武力攻撃の存否や正当政府による援助要請の有無をめぐる議論は今後も提起されると思われる。したがって、これらを正しく見極めた上での集団的自衛権の行使が国際秩序の維持のために必要であろう[128]。

このように、集団的自衛権は国連憲章に規定された、すべての加盟国が有する国際法上の権利であるが、その法的性質や実際の行使をめぐっては国際法上も議論がある。確かに日本における議論がこの国際法上の議論とは乖離していることは否めない。しかし、持てる権利を行使するか否かは各国家の自由である[129]。日本政府の集団的自衛権の解釈をめぐる議論においても、政府解釈を一方的に否定するのではなく、国連の集団安全保障の例外措置である集団的自衛権の行使が必ずしもすべての国家に肯定的に受け入れられるとは限らず、むしろ濫用の危険性から平和への脅威となりうるとの指摘もある[130]ことをふまえ、集団安全保障体制との整合性を意識して今後の議論を進めていくことが望まれる。

（まつば　まみ）

---

(127) *ibid.*, pp.191-192.

(128) 森肇志「国際法における集団的自衛権の位置」『ジュリスト』No.1343, 2007.10.15, p.25.

(129) 浅田正彦参考人及び大沼保昭参考人意見, 第159回国会参議院憲法調査会会議録第三号　平成16年３月３日 p.11.

(130) Gray, *op.cit*. (57), p.190.